業務隊公示第34号 平成23年10月24日

F7-GTの実用化に関する技術調査の契約希望者募集要項

F7-GTの実用化に関する技術調査の契約を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者) 契約担当官 海上自衛隊東京業務隊会計科長

記

1 調達品目

平成23年度における「F7-GTの実用化に関する技術調査」に係る契約

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる次の事項のすべてに該当する者とする。

(1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適 正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 平成22・23・24年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供 等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 我が国の警備艦用ガスタービン機関の設計・製造技術及び舶用機器に関する十分な知識を有すること。
- (7) F7-10エンジンの構造・性能に関する十分な知識を有すること。

- (8) 技術情報の管理体制 (個人に対する情報保全教育体制、設備の管理体制、 成果物の管理体制等) を確保できること。
- 3 参加表明

応募する者は、別紙様式第1に示す「参加表明書」及び「資格審査結果通知書(写し)」並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。

4 技術資料の提出

第2項第6号、第7号及び第8号について、履行に当たっての技術力、態勢等を証明する書類及び資料(組織図、技術情報の管理体制等)

- 5 参加表明書及び技術資料の提出先等
- (1) 提出先

海上自衛隊東京業務隊会計科契約係

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 03-3268-3111 (内線57841)

(2) 申込受付期間

23年10月24日(月)~23年11月2日(水)

(3)提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4)提出部数

参加表明書、資格審查結果通知書 (写し)、技術資料共各2部

- 6 技術資料の審査
- (1)技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部装備部艦船課の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2)技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部装備部艦船課の担当者から設備等(下請企業の工場等を含む。)の調査のための協力依頼があった場合には、当該設備等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり、競争に 参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行う。そ の他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

(1)審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(土、日及び祝日を除く。)に書面をもって申し立てることができる。

ア窓口

海上自衛隊東京業務隊会計科契約係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2)契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての 書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内 に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3)疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(土、 日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当 官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(土、 日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった 又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3)審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (7) 説明会は行わない。
- (8) 応募に当たっての貸付品の貸与は行わない。
- (9) 情報の保全及び取扱いには、十分留意するものとする。

年 月 日

契約担当官 海上自衛隊東京業務隊会計科長 殿

所 在 地 会 社 名 代表者名

印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公 示 番 号	調達品目
業務隊公示第34号	F7-GTの実用化に関する技術調査
(平成23年10月24日)	

添付書類:1 資格審査結果通知書(写し)

2 技術資料